

修繕請負契約について（令和4～5年度 焼却設備等定期修繕）

次のとおり修繕請負契約を締結する。

令和4年2月4日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

1. 契約の目的 令和4～5年度 焼却設備等定期修繕

2. 契約の方法 隨意契約

3. 契約金額 1,006,500,000円

4. 契約の相手方

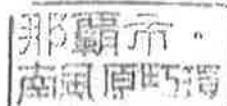
請負者 住所 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
商号 JFEエンジニアリング株式会社九州支店
氏名 支店長 大賀 隆宏

(提案理由)

那覇・南風原クリーンセンターのごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とした「焼却設備等定期修繕」を施工するため、この案を提出する。

令和4年2月4日 同意
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長俊英





修繕請負仮契約書

- 1 修繕名称 令和4～5年度 焼却設備等定期修繕
- 2 修繕場所 那霸・南風原クリーンセンター(南風原町字新川 650 番地)
- 3 修繕期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 請負代金額 ¥ 1,006,500,000
うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 91,500,000
(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 契約保証金 那霸市・南風原町環境施設組合規則第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用なし。
- 7 部分払い 適用なし。

上記修繕について、発注者那霸市・南風原町環境施設組合と受注者 JFE エンジニアリング九州支店とは、那霸市・南風原町環境施設組合修繕請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、修繕請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書は、当該契約について那霸市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和3年12月28日

発注者 南風原町字新川 650 番地
那霸市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

受注者 福岡県博多区博多駅東2丁目7番27号
JFE エンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀 隆宏